

脳検診費用の一部を助成します

- ◆**対象者**
昭和55年4月1日以前に生まれた方で、平成30年度に助成を受けていない方。
- ◆**検診の受け方**
①健康福祉課に申し込み、脳検診受診券の交付を受けてください。
②村が脳検診を委託している医療機関等に各自予約し、受診してください。
- ◆**助成額** 8,000円
※助成金の8,000円を除いた額を医療機関等の窓口でお支払いください。
- ◆**受診期限** 令和2年3月31日(火)
- ◆**申込期限** 令和2年2月28日(金)
- ◆**申込・問い合わせ先**
健康福祉課 ☎345-0253



ノロウイルスにご注意を!

- ノロウイルスとは?**
ヒトの腸管で増殖して、食中毒などの原因となるウイルスです。主な症状は、おう吐、腹痛、下痢、発熱など風邪に似た症状です。潜伏期間が短く、ウイルスの種類も多いため何度も感染しやすいことが特徴です。
- 効果的な予防法**
①**手洗い**
帰宅後、調理前、トイレ後等には必ず手を洗いましょう。手に付着したウイルスからの感染と、感染拡大の予防になります。
②**十分な加熱**
特にカキやホタテ、あさりなどの二枚貝などは、ノロウイルスを含んでいる可能性があるため、中心部まで十分に加熱しましょう。(85~90℃で90秒以上加熱)
- 発症した場合の適切な処理**
・感染した人の排泄物(下痢便やおう吐物)をふき取っただけでは、ノロウイルスは床や空気中に残り、他の人へ感染する危険性があります。薄めた塩素系漂白剤を使って処理しましょう。
・回復しても1~4週間程度はウイルスが便に排泄されることがあるので、手洗いを十分に行いましょう。
- ◆**問い合わせ先** 健康福祉課 ☎345-0253

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種対象者の方へ

今年度、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成対象となる方に、「肺炎球菌ワクチン接種予診票(濃い紫色)」を郵送しています。次の年齢の方のうち、過去に一度も接種を受けたことのない方が助成対象となります。なお、助成の対象者は毎年異なりますので、接種機会を逃さないようご注意ください。

◆**対象者** 【今年度の対象は以下の年齢になる方です。】

65歳	昭和29年4月2日~昭和30年4月1日生まれの方
70歳	昭和24年4月2日~昭和25年4月1日生まれの方
75歳	昭和19年4月2日~昭和20年4月1日生まれの方
80歳	昭和14年4月2日~昭和15年4月1日生まれの方
85歳	昭和9年4月2日~昭和10年4月1日生まれの方
90歳	昭和4年4月2日~昭和5年4月1日生まれの方
95歳	大正13年4月2日~大正14年4月1日生まれの方
100歳	大正8年4月2日~大正9年4月1日生まれの方

60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方



- ◆**接種期限** 令和2年3月31日(火)
- ◆**接種医療機関** 村予防接種委託医療機関
- ◆**接種費用** 自己負担4,000円(接種費用のうち自己負担額を除いた費用を村で助成します。)
- ◆**接種方法** 村予防接種委託医療機関に電話予約のうえ接種してください。
- ◆**問い合わせ先** 健康福祉課 ☎345-0253



新型インフルエンザ対策について

~新型インフルエンザ対策には、日頃からの感染予防が重要です!~

新型インフルエンザの感染経路は通常のインフルエンザと同様で、咳やくしゃみとともに放出されたウイルスを吸い込むことによって感染する場合、ウイルスが付着したものをふれた後に目、鼻、口などに触れることで、粘膜・結膜などを通じて感染する場合があります。

感染を予防するために日頃から手洗い・咳エチケットを行いましょう!

【手洗い】

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。帰宅時や調理前後、食事前など、こまめに手を洗いましょう。

【咳エチケット】

咳やくしゃみが出る時は、他の人につさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。



正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



石けんで洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

特定不妊治療費助成事業のお知らせ

村では、医療保険が適用されず高額な治療費になる特定不妊治療(体外受精・顕微授精(男性不妊治療を含む))を受ける夫婦の経済的負担軽減を図ることを目的に、治療に要する費用の一部助成を行っています。

◆対象者

- ・治療期間及び申請日において、夫婦のいずれかが村内に住所を有している方
- ・治療期間の初日において法的に婚姻している方
- ・「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成決定を受けた方
- ・治療期間の初日において妻の年齢が43歳未満である方
- ・平成31年4月1日以後に治療を終える方
- ・他の市町村から特定不妊治療の助成を受けていない方
- ・村税等を滞納していない方

◆助成対象となる治療

- 宮城県指定医療機関(村及び県ホームページ参照)で行った不妊治療
- 医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精・顕微授精)
- 男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等)

※やむを得ず治療を中止した場合でも、採卵前に中止した場合を除き助成の対象とします。

助成内容、申請手続きについては、村のホームページをご参照いただくか、健康福祉課に問い合わせください。

◆**問い合わせ先** 健康福祉課 ☎345-0253